

阿賀野市条例第 2 2 号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年阿賀野市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 5 条及び」を「第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改める。

第 5 章中第 3 1 条を第 3 2 条とし、第 3 0 条を第 3 1 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（給与からの控除）

第 3 0 条 給与条例第 5 条第 3 項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。